

令和 7 年 2 月 5 日
内閣官房
国土交通省
防衛省

境港管理組合管理者 様

「総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備に係る
意見について」に対するご回答

ご連絡いただいておりますご意見について、以下のとおり回答いたします。

1 港湾管理者の意見

①平時における訓練等での港湾施設の利用にあたっては、民生利用に影響を与えることがないように十分な時間的余裕をもって調整を行うこと。

(答)

平素における訓練等での利用については、「円滑な利用に関する枠組み」に基づき構築する「連絡・調整体制」を活用して、自衛隊・海上保安庁が計画している主要な訓練等の情報をインフラ管理者にあらかじめお示しし、意見交換を行うなど、早い段階から必要な調整を行うことにより、民生利用に十分配慮して実施してまいります。

②港湾利用者及び港湾管理者に負担が生じた場合には費用の補填等について真摯に対応を行うこと。

(答)

自衛隊・海上保安庁による利用は、民生利用に十分配慮して実施してまいります。その上で、仮に自衛隊・海上保安庁による利用により、民生利用に影響が生じた場合には、関係法令等に基づき、インフラ管理者と緊密に連携し、適切に対応してまいります。

③自衛隊及び海上保安庁の船舶の利用にも資するよう、境港港湾計画に基づくインフラ整備を促進するとともに老朽化対策予算の拡充を図ること。

(答)

境港が「特定利用港湾」となった場合は、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の利用にも資するよう、安全保障上の観点からの重要性も加味しながら、事業のより着実な推進に努めます。老朽化対策についても同様であり、施設の老朽化状況等を踏まえ、必要な予算の確保に努めてまいります。

④この枠組みによって地域に不安を生じさせないよう関係自治体及び港湾管理者への丁寧な説明を行うこと。

(答)

これまでも、主要な訓練等を実施する場合には、事前にインフラ管理者や関係自治体への説明を実施してきており、「特定利用港湾」となった後も引き続き、地域の方々が不安に思うことがないよう、丁寧な説明に努めてまいります。

2 関係自治体の意見

①他の空港や港湾の整備に支障が生じないよう必要な予算を確保すること。

(答)

「特定利用空港・港湾」以外の空港、港湾についても、必要な予算の確保に努めてまいります。

②「円滑な利用に関する確認事項」は、米軍による港湾施設の利用及びその円滑化に利用しないこと。

(答)

「円滑な利用に関する確認事項」に基づく利用調整の対象は、自衛隊・海上保安庁による利用です。米軍はこれまでも、我が国の民間空港・港湾を利用してきており、「特定利用空港・港湾」とした空港・港湾についても、他の民間空港・港湾と同様に、利用することは考えられますが、米軍による利用調整については、「円滑な利用に関する確認事項」に基づき実施することはありません。